

橋本周辺広域市町村圏組合議員報酬及び報酬並びに費用弁償支給条例

平成 21 年 7 月 24 日

条 例 第 3 号

改正 平成 22 年 2 月 16 日条例第 3 号 平成 23 年 2 月 14 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)

第 203 条の規定による議会議員の議員報酬、費用弁償の額及びその支給方法並びに法第 203 条の 2 の規定による職員(以下「職員」という。)の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員(以下「議長等」という。)

の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 年額 50,000 円

副議長 年額 45,000 円

議員 年額 40,000 円

(報酬)

第 3 条 職員の報酬は、別表第 1 のとおりとする。

(議員報酬及び報酬の支給方法)

第 4 条 議員報酬又は報酬(以下「報酬等」という。)の額が年額で定めのある者の報酬等は毎年 3 月に支給し、その他の者にあつてはその都度支給する。

2 年度の途中で新たに議長等若しくは職員に就任したときは就任の当月分より、退職し、失職し、解職され、又は死亡したときはその当月分までの月数に応じ、報酬等を支給する。

3 前任者と後任者においてその当月分が重複する場合にあつては、当月分を日割算出をもって支給するものとする。

(費用弁償)

第 5 条 議長等及び職員が公務のため旅行するときは、別表第 2 により、その費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法については、橋本周辺広域市町村圏組合職員旅費条例（平成 11 年条例第 10 号）の例による。
- 3 費用弁償の支給についての路程は、住所地から起算する。
- 4 定例会及び臨時会等出席旅費は、1 回 1,500 円とする。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 3 月 28 日から適用する。

附 則（平成 22 年 2 月 16 日条例第 3 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 14 日条例第 2 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

職 名		報 酬 額（円）
監 査 委 員	識 見 を 有 す る 者	年 額 3 0 , 0 0 0
	議 会 選 出	年 額 2 0 , 0 0 0
介 護 認 定 審 査 会 委 員		1 回 2 0 , 0 0 0 （審査会出席旅費を含む）
市 町 村 審 査 会 委 員		1 回 2 0 , 0 0 0 （審査会出席旅費を含む）
環 境 保 全 委 員 会 委 員 （ 学 識 経 験 者 ）		1 回 2 0 , 0 0 0
環 境 保 全 委 員 会 委 員（議員代表）		日 額 7 , 0 0 0 （半日の場合 3, 500 委員会出席旅費を含む）
環 境 保 全 委 員 会 委 員（住民代表）		日 額 7 , 0 0 0 （半日の場合 3, 500 委員会出席旅費を含む）
ダ イ オ キ シ ン 類 対 策 委 員 会 委 員 （産業医の資格を有する医師）		1 回 2 0 , 0 0 0 （委員会出席旅費を含む）

情報公開審査会委員	1回 10,000
個人情報保護審査会委員	1回 10,000

別表第2（第5条関係）

鉄道賃、船賃 航空賃、車賃	普通運賃実費
宿泊料（1夜につき）	14,800円